

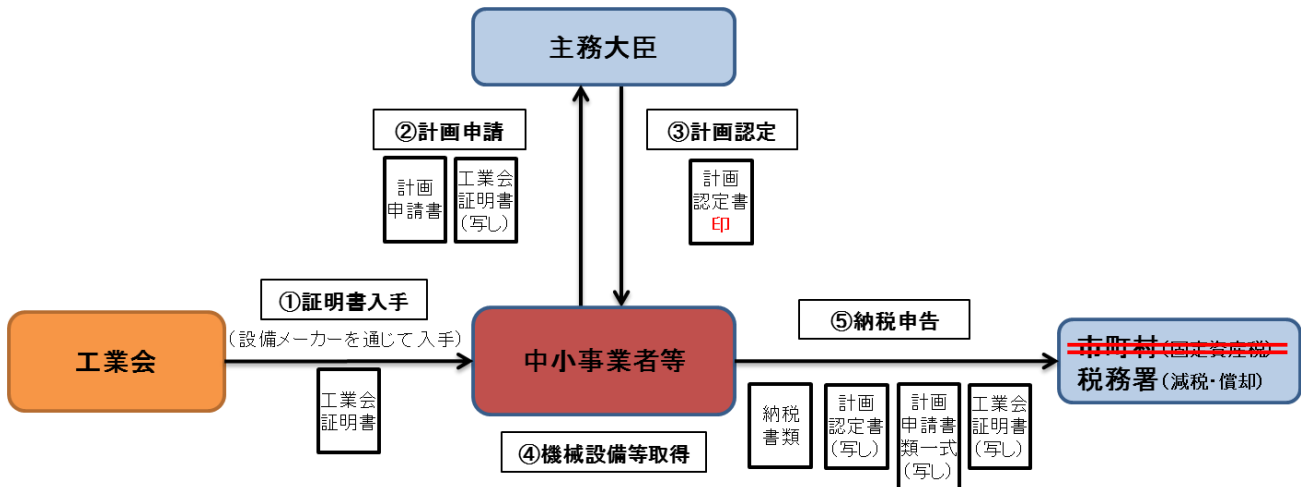
**【改訂内容】**

**平成31年度税制改正法案が成立し、中小企業経営強化税制は、2年間延長が決定しました。（対象期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日）**

**なお、経営力向上計画に係る固定資産税の特例は、平成31年3月31日をもって終了しました。固定資産税の特例措置をご希望される方は生産性特別措置法をご活用下さい。**

1. 中小企業等経営強化法に関する証明書

中小企業等経営強化法において、機械・装置等が必要な要件を満たしていることを証明するものです。中小企業等（農業法人、個人農家を含む）が主務大臣の計画認定を受ける際にこの証明書が必要になります。中小企業等は、税務申告の際、計画認定書等を添えて行うことにより、税制優遇等（即時償却又は税額控除10%）を受けられます。



1. 中小事業者は、設備を決定し、設備メーカーを通じて工業会から証明書を入手。
2. 工業会が発行した生産性証明書（写し）を添付して、主務大臣に経営力向上計画申請書を提出
3. 主務大臣は、計画認定書（大臣印が押印されたもの）を中小事業者等に交付。
4. 中小事業者が機械設備等を取得。
5. 納税時に、納税書類とともに経営力向上計画認定書の写しと申請書類一式（添付書類を含む）の写しを市町村又は税務署に提出する。

詳しくは、経済産業省中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

## 2. 申請方法

次の書類を揃えて、当会あてに郵送にて提出してください。

なお、当会窓口へ直接持参されても受け付けいたしかねます。必ず郵送でお願いします。

(1) **証明書（様式1）** ※申請書を兼ねています。**両面印刷して使用してください。**

(2) チェックリスト（様式2）

(3) 非会員の場合は、会社概要（パンフレット等）

様式1、2は、当会のホームページからダウンロードできます。（<http://www.jfmma.or.jp>）

事前に、本制度の要件を満たしていることを十分に確認した上で、申請してください。

（要件）

① 販売開始から一定期間以内であること（最新モデルでなくてもよい）

機械・装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年

② 当該モデルが一世代前のモデルと比較して、年平均1%以上の生産性向上を達成していること  
なお、比較するのは自社の一世代前のモデルであり、他社製品と比較する必要はありません。

③ 取得価額が一定金額以上であること

機械・装置：160万円、測定工具及び検査工具：30万円

器具・備品：30万円、建物附属設備：60万円

## 3. 郵送先

〒105-0011

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館

一般社団法人日本農業機械工業会（証明書申請）

電話：03-3433-0415

FAX：03-3433-1528

## 4. 証明書発行手数料

正会員：無料

その他：3,000円/枚（※消費税込みの金額です。）

※証明書を申請者へ郵送する際、請求書も同封いたします。

## 5. 証明書の発行

証明書が出来しだい、申請者あてに郵送します。

申請資料を当会に郵送する際、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 6. 証明書の再発行

発行済みの証明書を紛失、又は内容訂正が必要になった場合には、証明書の再発行をいたします

①再申請の方法

新たに申請書（様式1）のみを郵送してください。チェックリストやエビデンス資料は不要です。

ただし、発行済み証明書の「整理番号」を記載したメモ紙を同封してください。

## ②証明書の受け取り方法

新規申請の場合と同じです。返信用封筒を同封してください。

## ③再発行手数料

日農工の正会員以外については、1枚につき3,000円（消費税込み）とします。

徴収方法は、新規申請の場合と同じです。

## 7. 書類作成上の注意

(1) 必要書類（様式1、様式2）に所定事項を正確に記入してください。

当会が記入する部分（整理番号及び破線枠内）は記入しないでください。

(2) 必要に応じて、本制度の要件を満たしていることを示す根拠資料を要求する場合があります。

## 8. 証明書の兼用について

中小企業等経営強化法と生産性向上特別措置法の証明書は、従来どおり1枚で兼用できます。

市町村への提出のために写しを準備しておいてください。

## 9. 「生産性」について

生産性の指標は、申請者が最適と判断するものを用いてください。

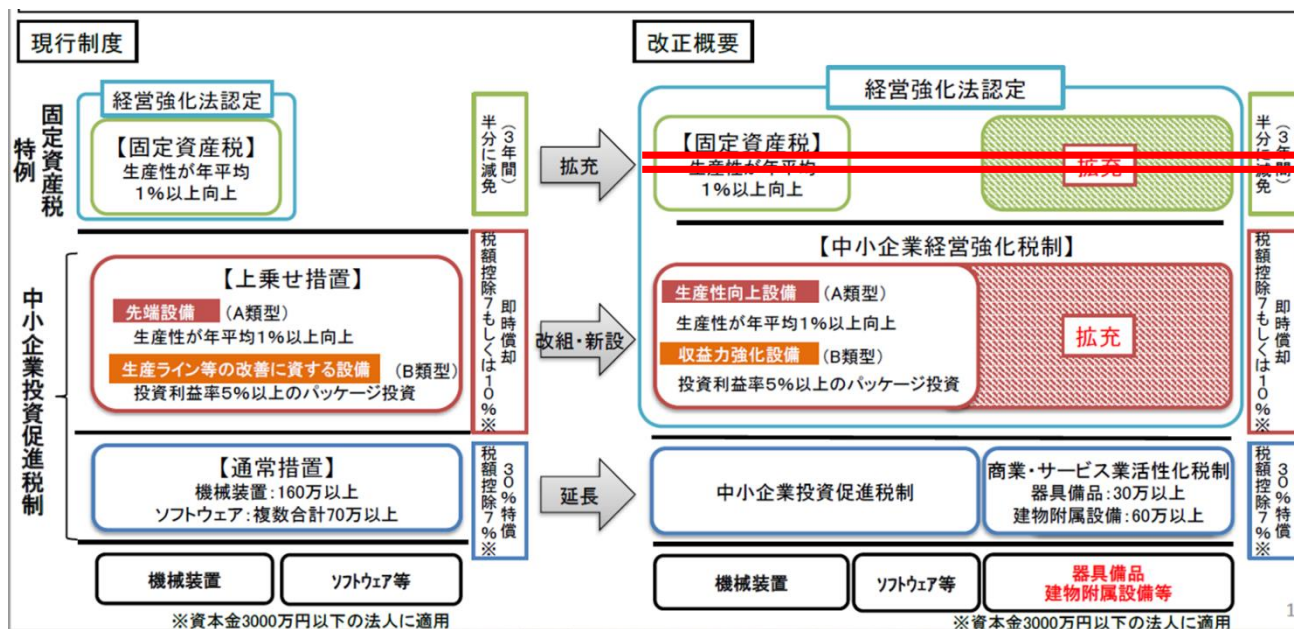
なお、生産性向上設備投資促進税制の指標を参考にしてください。

## 10. 対象期間

「税額控除又は即時償却」は、平成31年4月1日から令和3年3月31日の間に取得した機械・装置、器具備品等が対象になります。

(参考)

平成29年3月31日で終了した生産性向上設備投資促進税制は、平成29年4月1日より中小企業等経営強化法の枠組みの中で継承されることになりました。



※固定資産税の特例は、平成31年3月31日をもって終了。